

草加市訪問介護相当サービス(独自)サービスコード表(国の基準)

令和3年4月サービス分から使用するコード

サービスコード		サービス内容略称	算定項目	給付率	合成単位数	算定単位
種類	項目					
A2	1111	訪問型独自サービスⅠ	(1) 訪問型サービス費(独自)(Ⅰ) 事業対象者・要支援1・2 (週1回程度) 1,176単位	90%	1,176	1月につき
A2	2111	訪問型独自サービスⅠ日割	事業対象者・要支援1・2 (週1回程度) 39単位	90%	39	1日につき
A2	1211	訪問型独自サービスⅡ	(2) 訪問型サービス費(独自)(Ⅱ) 事業対象者・要支援1・2 (週2回程度) 2,349単位	90%	2,349	1月につき
A2	2211	訪問型独自サービスⅡ日割	事業対象者・要支援1・2 (週2回程度) 77単位	90%	77	1日につき
A2	1321	訪問型独自サービスⅢ	(3) 訪問型サービス費(独自)(Ⅲ) 事業対象者・要支援2 (週2回を超える程度) 3,727単位	90%	3,727	1月につき
A2	2321	訪問型独自サービスⅢ日割	事業対象者・要支援2 (週2回を超える程度) 123単位	90%	123	1日につき
A2	2411	訪問型独自サービスⅣ	(4) 訪問型サービス費(独自)(Ⅳ) 事業対象者・要支援1・2 (1月内4回まで1回につき)268単位	90%	268	1回につき
A2	2511	訪問型独自サービスⅤ	(5) 訪問型サービス費(独自)(Ⅴ) 事業対象者・要支援1・2 (1月内5～8回まで1回につき)272単位	90%	272	
A2	2621	訪問型独自サービスⅥ	(6) 訪問型サービス費(独自)(Ⅵ) 事業対象者・要支援2 (1月内9～12回まで1回につき)287単位	90%	287	
A2	1411	訪問型独自短時間サービス	(7) 訪問型サービス費(独自)(短時間サービス) 事業対象者・要支援1・2 (1月内22回まで短時間の身体介護1回につき) 167単位	90%	167	
A2	6001	訪問型独自サービス同一建物減算	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合	所定単位数の10%減算	90%	

※介護職員処遇改善加算及び介護職員等特定処遇改善加算は、支給限度額管理の対象外の算定項目となります。

※給付率は利用者ごと設定された負担割合により異なります。

サービスコード		サービス内容略称	算定項目	給付率	合成単位数	算定単位	
種類	項目						
A2	8000	訪問型独自サービス特別地域加算	特別地域加算	所定単位数の15%加算	90%	1月につき	
A2	8100	訪問型独自サービス小規模事業所加算	中山間地域等における小規模事業所加算	所定単位数の10%加算	90%		
A2	8110	訪問型独自サービス中山間地域等提供加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	所定単位数の5%加算	90%		
A2	4001	訪問型独自サービス初回加算	(8) 初回加算	200単位加算	90%		200
A2	4003	訪問型独自サービス生活機能向上加算Ⅰ	(9)-1 生活機能向上連携加算(Ⅰ)	100単位加算	90%		100
A2	4002	訪問型独自サービス生活機能向上加算Ⅱ	(9)-2 生活機能向上連携加算(Ⅱ)	200単位加算	90%		200
A2	6269	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅰ	(10) 介護職員処遇改善加算	ア 介護職員処遇改善加算(Ⅰ) 所定単位数の137/1000 加算	90%		
A2	6270	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅱ		イ 介護職員処遇改善加算(Ⅱ) 所定単位数の100/1000 加算	90%		
A2	6271	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅲ		ウ 介護職員処遇改善加算(Ⅲ) 所定単位数の55/1000 加算	90%		
A2	6273	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅳ		エ 介護職員処遇改善加算(Ⅳ) ウで算定した単位数の90% 加算	90%		
A2	6275	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ		オ 介護職員処遇改善加算(Ⅴ) ウで算定した単位数の80% 加算	90%		
A2	6278	訪問型独自サービス特定処遇改善加算Ⅰ	(11) 介護職員等特定処遇改善加算	ア 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ) 所定単位数の63/1000 加算	90%		
A2	6279	訪問型独自サービス特定処遇改善加算Ⅱ		イ 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ) 所定単位数の42/1000 加算	90%		
A2	8310	訪問型独自サービス令和3年9月30日までの上乗せ分	新型コロナウイルス感染症への対応	所定単位数の1/1000 加算	90%		

※介護職員処遇改善加算及び介護職員等特定処遇改善加算は、支給限度額管理の対象外の算定項目となります。

※給付率は利用者ごと設定された負担割合により異なります。